

借上宿舎規程を次のように定める。

平成17年6月30日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

## 借上宿舎規程

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の借上宿舎の貸与、設置、維持及び管理に関して基本的事項を定め、役員又は職員（以下「役職員」という。）の福利厚生を図ることにより、もって、役職員の職務の能率的な遂行を確保し、機構の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 役職員 次に掲げる者をいう。

イ 役員 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第7条に規定する者をいう。

ロ 職員 職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号）の適用を受ける者をいう。

(2) 借上宿舎 機構が居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（以下この条において「家屋等」という。）の選定を行い、当該家屋等の所有者（以下「貸主」という。）と賃貸借契約を締結し、役職員及びその家族（主として役職員の収入によって生計を維持する配偶者（6月以内に結婚する者を含む。第4条第2号及び第14条第1項において同じ。）、子その他の親族をいう。以下同じ。）を居住させるために貸与する家屋等をいう。

### (借上宿舎の種類)

第3条 借上宿舎は、役員用、世帯用及び単身用とする。

2 役員用は、役員及びその家族に貸与することを目的とする。

3 世帯用は、主として家族と同居する職員に貸与することを目的とする。

4 単身用は、主として家族をもたない職員又は家族と同居しない職員（通勤可能地域内の親許に同居することが可能な職員を除く。）に貸与することを目的とする。

### (借上宿舎の被貸与者)

第4条 借上宿舎の被貸与者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 転勤者（現に居住している住居からの通勤が片道2時間30分以上を要しない者を

除く。)

- (2) 転勤に準ずる者（業務に係る事務所の移転等により、現に居住している親許の住居からの通勤又は現に配偶者、子その他の親族と居住している住居からの通勤が片道2時間30分以上を要する場合になった者をいう。）
- (3) 人事交流に係る採用者（現に居住している住居からの通勤が片道2時間30分以上を要しない者を除く。）
- (4) 第1号から第3号までに掲げる者の他、特に業務上必要な者又はやむを得ない事情のある者

（借上宿舍経費負担区分）

第5条 借上宿舍の賃貸借契約等は、機構が行い、被貸与者は第7条の定めるところにより、機構に当該宿舍の使用料を支払うものとする。

2 借上宿舍に係る光熱水料、管理費、共益費、駐車場使用料等は、被貸与者等（被貸与者及び被貸与者が死亡した際に被貸与者と同居していた家族であって当該同居につき第10条の借上宿舍貸与書又は第14条に基づく手続により機構が承認していたことが明らかな者をいう。以下同じ。）の負担とする。

3 借上宿舍に係る退居時の原状回復費は、被貸与者等の負担とする。原状回復費は、第1項により機構が支払った敷金又は保証金（賃貸借契約時に貸主に預託し、契約終了時に返却される額）のうち、退居時に補修金及びその他の債務として貸主に差し引かれる額を含む。

（借上宿舍契約限度）

第6条 借上宿舍の契約に係る専有面積及び月額家賃の限度は、次に掲げるとおりとする。ただし、役職員が希望し、かつ、機構が特に必要と認めた場合は、限度を超える借上宿舍を契約し、貸与することができる。

区 分	専有面積限度	月 額 家 賃 限 度 額
役員用	80㎡未満	第7条第1項により算定した借上宿舍の使用料に別表に定める機構負担上限額を加算した額とする。
世帯用	70㎡未満	第7条第1項により算定した借上宿舍の使用料に別表に定める機構負担上限額を加算した額とする。
単身用	50㎡未満	第7条第1項により算定した借上宿舍の使用料に別表に定める機構負担上限額を加算した額とする。

（借上宿舍の使用料）

第7条 借上宿舍の貸与は有料とし、その使用料は、国家公務員宿舍法施行令（昭和33年政令第341号）第13条並びに国家公務員宿舍法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第14条の定めるところに準じて計算して得られる額の月額によるものとする。

2 前条ただし書の規定により貸与を受けた場合で、月額家賃限度額を超える額については、被貸与者等の負担とする。

3 新たに借上宿舍の貸与を受け、又は明渡しをした場合におけるその月分の使用料は、第1項の規定に基づく額を基礎として日割りにより計算して得られる額とする。

(借上宿舎の貸与期間)

第8条 借上宿舎は期間を定めて貸与し、その貸与期間は、貸与期間の始期から起算して、役員用にあつては任期の末まで、世帯用にあつては10年以内、単身用にあつては6年以内とする。ただし、貸主と機構との間で交わされた賃貸借契約の定めるところにより当該契約が解除となった場合は、この限りでない。

(借上宿舎の貸与の申請)

第9条 借上宿舎の貸与を希望する者は、別記様式1の借上宿舎貸与申込書を提出するものとする。

(借上宿舎の貸与の承認)

第10条 機構が借上宿舎の貸与を承認したときは、借上宿舎を貸与する際、被貸与者に別記様式2の借上宿舎貸与書(貸主と機構との間で交わされた賃貸借契約書(以下「契約書」という。))の写しを添付するものとする。)を交付するものとする。

(入居期限)

第11条 借上宿舎の貸与を受けた役職員(以下「被貸与者」という。)は、借上宿舎貸与書に記載された貸与期間の始期(以下「貸与期間の始期」という。)から10日以内に当該借上宿舎に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、機構が別途承認する期限まで、その入居を延期することができる。

- 2 被貸与者は、借上宿舎に入居後、別記様式3の借上宿舎入居届を遅滞なく機構に提出しなければならない。
- 3 被貸与者が、第1項の規定による入居期限までに当該借上宿舎に入居しないときは、機構の借上宿舎の設置、維持及び管理の観点から特に必要がある場合を除き、当該貸与の決定を取り消すものとする。

(借上宿舎の使用料の支払い方法)

第12条 第7条の規定に基づく使用料は、その額を機構が毎月被貸与者の給与から控除することにより支払うものとする。

- 2 被貸与者が第17条第1項第1号、第2号若しくは第3号のいずれかに該当することとなった場合又は休職のため俸給を支給されなくなった場合においては、被貸与者等は、使用料を毎月その月末までに機構に支払わなければならない。

(借上宿舎の使用上の義務)

第13条 被貸与者等は、貸主の注意に従って善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた借上宿舎を使用しなければならない。

- 2 被貸与者等は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた借上宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、その旨を遅滞なく機構に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合は、この限りでない。
- 3 被貸与者等(第2号においては、被貸与者)は、次のことを行つてはならない。
  - (1) 借上宿舎の転貸その他これに類すること。
  - (2) 機構の承認を受けない者を同居させること。

- (3) 貸主の承認を受けない改造，模様替，その他の工事
  - (4) みだりに備品などを持ち出すこと。
  - (5) 借上宿舎内での危険物の使用又は他の居住者に危険を及ぼすおそれのある行為
  - (6) 騒音など他の居住者に迷惑を及ぼす行為又は共同生活の秩序を乱すと思われる行為
  - (7) その他前各号に準ずる行為
- 4 前各項に定めるもののほか，被貸与者等は，機構が借上宿舎を設置するに当たり，賃貸借契約上発生した義務を遵守しなければならない。

(同居の承認)

第14条 世帯用の被貸与者は，配偶者，子その他の親族のうち主として被貸与者の収入により生計を維持するもの以外の者を同居させようとする場合には，あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

- 2 世帯用の被貸与者は，同居する者に変更があった場合には，遅滞なく機構に届け出なければならない。
- 3 単身用の被貸与者は，家族を同居させることができない。ただしやむを得ない事情があるときは，機構の承認を得て，6月を限度として一時的に家族を同居させることができる。

(模様替等の工事の承認)

第15条 被貸与者等は，その貸与を受けた借上宿舎について自己の負担において模様替その他の工事を行う場合には，あらかじめ，機構を通して貸主の承認を受けなければならない。

(借上宿舎の修繕)

第16条 天災等，被貸与者等の責に帰すことができない事由により借上宿舎が損傷し，又は汚損した場合においてその損傷又は汚損が軽微であるときは，その修繕に要する費用は被貸与者等が負担しなければならない。

(借上宿舎の明渡し)

第17条 被貸与者が，次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては，被貸与者等は，その該当することとなった日から20日以内（第6号においては契約書で定める日まで）に当該借上宿舎を明け渡さなければならない。ただし，相当の事由がある場合には，機構の承認を受けて，その該当することとなった日から，6月の範囲内において機構の指定する期間，引き続き当該借上宿舎を使用することができる。

- (1) 役職員でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 配置転換その他これに類する理由により当該借上宿舎に居住する必要がなくなったものとして明渡しを請求されたとき。
- (4) 機構において当該借上宿舎につき借上宿舎の廃止の必要が生じたため明渡しを請求されたとき。
- (5) 機構において当該借上宿舎につき再開後の入居を前提とし，借上宿舎の一時停止の必要が生じたため明渡しを請求されたとき。

(6) 貸主が契約書に定めるところにより契約解除をした場合

- 2 被貸与者等は、機構が、第13条の義務に違反する事実でその借上宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該借上宿舎を明け渡さなければならない。
- 3 被貸与者等は、貸与期間の満了の場合において、期間満了の日までにその借上宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、機構の承認を受けて、当該期間満了の日から3月の範囲内において機構の指定する期間、引き続き当該借上宿舎を使用することができる。
- 4 借上宿舎の明渡しにあたっては、その1月前までに別記様式4の借上宿舎退居届を機構に提出しなければならない。ただし、第1項の場合を除く。

(損害賠償金)

第18条 被貸与者等は、前条の規定に違反して借上宿舎を明け渡さないときは、その者の当該借上宿舎に係る機構の支払家賃等契約書に定める賠償額を、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応じて支払うものとする。

(入居、明渡しの費用の負担)

第19条 借上宿舎の入居又は明渡しに要する費用は、被貸与者等の負担とする。

(その他)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項及び契約書によりこの規程と異なる取扱いが必要な事項は、総務部長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年6月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に借上宿舎の貸与を受けている職員のうち、この規程の適用日の前から継続して当該借上宿舎の貸与を受けていた者についてはこの規程の適用日に、その他の者については当該借上宿舎の貸与を受けた日に、この規程により新たに当該借上宿舎の貸与を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に借上宿舎の貸与を受けている職員のうち、この規程の適用日の前から継続して当該借上宿舎の貸与を受けていた者の借上宿舎経費負担区分、借上宿舎契約限度及び借上宿舎の修繕については、この規程の適用日前の貸与契約による。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第36号)

この規程は、平成29年12月27日から施行する。